

○草加市既存墓地等の経営の許可等に関する規則

令和3年9月16日

規則第31号

(目的)

第1条 この規則は、既存墓地等に係る墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する許可の基準、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、次項に定めるものを除き、法の定めるところによる。

2 この規則において「既存墓地等」とは、法第10条第1項の規定による許可を得た墓地等（墓地又は納骨堂をいう。以下同じ。）又は法附則第26条の規定により許可を得たものとみなされる墓地等であるかの判別が困難な墓地等であつて、草加市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成15年条例第10号。以下「条例」という。）の施行前から存続すると市長が認める墓地として利用されている土地（以下「既存墓地」という。）又は納骨堂として利用されている施設（以下「既存納骨堂」という。）をいう。

(経営者の基準)

第3条 既存墓地等の経営の許可を申請しようとする者（以下「申請予定者」という。）は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 地方公共団体

(2) 自己の所有地（当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る。次号及び第4号において同じ。）に設置している既存墓地等を永続的に経営しようとする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第2号に規定する公益財団法人

(3) 自己の所有地に設置している既存墓地等を永続的に経営しようとする宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人

(4) 自己の所有地に設置している既存墓地等を永続的に経営しようとする個人又は認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき市長の認可を受けた地縁による団体をいう。以下同じ。）であつて、次のいずれかに該当するものとする。

ア 当該認可地縁団体の区域に住所を有する者等のために設置された墓地を永続的に
経営する団体

イ 自己又は自己の親族のために設置された墓地を引き継いで経営しようとする者
(設置場所等の基準)

第4条 既存墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 条例施行前から現に墓地として利用している区域であること。

(2) 公図等で境界が明確になっていること。

(事前協議等)

第5条 申請予定者は、既存墓地等の経営の許可を申請しようとするときは、既存墓地等
経営事前協議書(第1号様式)により、事前に市長と協議しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 宗教法人又は公益財団法人にあっては登記事項証明書、認可地縁団体にあっては
地縁団体台帳の写し

(2) 宗教法人にあっては宗教法人法第25条第2項第1号の規則の写し、公益財団法
人にあっては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)
第152条の定款の写し

(3) 地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び認可地縁団体にあっては既存墓地等
の経営管理のための組織体制、維持管理の方法、利用方法等に関する経営計画書

(4) 既存墓地等の登記事項証明書

(5) 既存墓地等及び隣接地の公図の写し

(6) 既存墓地等の用地の地積測量図又は求積図

(7) 既存墓地にあっては、次に掲げる書類

ア 申請区域内の駐車場、便所、給水設備、ごみ処理のための施設並びに排水設備等
施設の平面図及び配置図

イ 管理事務所等建物の各階の平面図並びに2面以上の立面図及び断面図

ウ 墳墓、緑地、通路等の現況図

(8) 既存納骨堂にあっては、次に掲げる書類

ア 申請区域内の駐車場、便所、給水設備、ごみ処理のための施設並びに排水設備等
施設の平面図及び配置図

イ 既存納骨堂、管理事務所等建物の各階の平面図並びに2面以上の立面図及び断面

図

ウ 緑地、納骨装置（納骨壇及び柵等で骨壺を収めることのできるものをいう。別表第2において同じ。）等の現況図

(9) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による協議の内容を審査し、適当と認めるときは、既存墓地等経営事前協議審査結果通知書（第2号様式）により協議の結果を申請予定者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による協議があったときは、申請予定者に対し、必要な助言及び指導をすることができる。

（経営許可の申請）

第6条 前条第3項の通知を受けた申請予定者が既存墓地等の経営の許可を申請しようとするときは、既存墓地等経営許可申請書（第3号様式）に前条第2項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が適当と認める場合は、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

2 市長は、前項の申請の内容を審査し、当該既存墓地等の経営の許可をしたときは既存墓地等経営許可通知書（第4号様式）により、当該既存墓地等の経営の許可をしないこととしたときは既存墓地等経営不許可通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（既存墓地等の変更許可等）

第7条 前条第2項に規定する経営の許可の通知を受けた後の既存墓地等に係る変更許可、廃止許可等については、条例の規定によるものとする。

（経営者の遵守事項等）

第8条 第6条第2項に規定する経営の許可の通知を受けた既存墓地等の経営者（以下この条において「経営者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに墓地等の名称、許可年月日及び許可番号を掲示すること。ただし、2,000平方メートル未満の墓地については、この限りでない。

(2) 墓地等を常に清潔に保ち、施設等が破損した場合は、速やかに修理すること。

2 経営者は、その経営する既存墓地等の施設の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するよう努めるものとする。

- (1) 既存墓地 別表第1に定める基準
- (2) 既存納骨堂 別表第2に定める基準
- (委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、既存墓地等の許可等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第8条関係）

区分	施設の基準
緑地等	1 敷地境界の内側に接して、次に掲げる幅の緑地帯及び墳墓が見えないような障壁又は密植した垣根等を設けること。 (1) 敷地の面積が1,000平方メートル未満である場合は、1.5メートル以上とする。ただし、隣接地に居住の用に供する建物がある場合は、当該隣接する場所においては2メートル以上とする。 (2) 敷地の面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満である場合は、2メートル以上とする。 (3) 敷地の面積が2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満である場合は、3メートル以上とする。 (4) 敷地の面積が3,000平方メートル以上である場合は、5メートル以上とする。 2 前項の障壁又は密植した垣根等は、次の要件を満たすものとする。 (1) 人畜がみだりに立ち入れないものとする。 (2) 道路に面する境界に設ける場合は、緑地帯の内側に設けること。 3 敷地に対する緑地（第1項各号に規定する緑地帯を含む。次項において同じ。）の面積の割合が20パーセント以上であること。 4 緑地は、面積10平方メートル当たり高木（成木に達したときの樹高が4メートル以上の樹木をいう。）1本以上及び低木（高木以外の樹木をいう。）10本以上を標準とする。
通路	各墳墓に接続するコンクリート、石等で舗装された幅員1メートル以上で

	あって、次に掲げる要件を満たす通路を設けること。 (1) 自動車の通行の用に供する車路とは明確に分かれていること。 (2) 主要な通路については、幅員を3メートル以上とすること。 (3) 行き止まりとならない構造とすること。
排水設備	雨水等が停滞しないように排水設備（排水路その他の排水施設が、雨水、流水等を有効に排出するとともに、その排出によって敷地内及びその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造及び能力を有し、かつ、適切に配置されているものに限る。）を設けること。
便所	次の要件を満たす便所を設けること。 (1) 水洗便所とすること。 (2) 車いす使用者が利用できるよう配慮されたものが含まれていること。
給水設備	上水道を用いる給水設備を設けること。
ごみ処理のための施設	ごみを衛生的に保管できる施設とし、耐久性のある固定された容器を設けること。
管理事務所	管理者が常駐している管理事務所を設けること。
駐車場	1 墳墓の区画数の5パーセント以上の台数の駐車場を敷地内に設けること。この場合において、車いす使用者用として、墓地を利用しやすい位置に全台数の2パーセント以上を確保すること。 2 前項の駐車場は、次に掲げるものであること。 (1) 1台当たりの区画の大きさは幅2.5メートル、奥行きが5メートルを標準とする。ただし、車いす使用者用の区画の大きさは、幅3.5メートル、奥行きが5メートルを標準とする。 (2) 車路の幅は6メートルを標準とする。

別表第2（第8条関係）

区分	施設の基準
緑地等	敷地境界の内側に接して、幅3メートル以上の緑地帯を設け、さらにその内側に容易に立ち入れない一定の高さを有した障壁又は密植した垣根等を設けること。

耐火構造	耐火構造（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 7 号に規定するものをいう。）であること。
床	コンクリート、石等の堅固な材質を用いること。
納骨装置	施錠できる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られる場合については、この限りでない。
内部の設備	内部の設備（納骨装置の存する室の納骨装置等の内部設備をいう。）は、不燃材料（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号に規定するものをいう。）を用いること。
除湿装置	除湿装置（納骨装置の存する室の湿度を一定の水準に保つ能力を有した除湿機、エアコンディショナー等の装置をいう。）を設けること。
出入口	施錠できる構造であること。
便所	次の要件を満たす便所を設けること。 (1) 水洗便所とすること。 (2) 車いす使用者が利用できるよう配慮されたものが含まれていること。
給水設備	上水道を用いる給水設備を設けること。
ごみ処理のための施設	ごみを衛生的に保管できる施設とし、耐久性のある固定された容器を設けること。
駐車場	1 納骨堂の収蔵数の 3 パーセント以上の台数の駐車場を敷地内に設けること。この場合において、車いす使用者用として、納骨堂を利用しやすい位置に全台数の 2 パーセント以上を確保すること。 2 前項の駐車場は、次に掲げるものであること。 (1) 1 台当たりの区画の大きさは幅 2. 5 メートル、奥行きが 5 メートルを標準とする。ただし、車いす使用者用の区画の大きさは、幅 3. 5 メートル、奥行きが 5 メートルを標準とする。 (2) 車路の幅は 6 メートルを標準とする。

第 1 号様式（第 5 条関係）

（表）

既存墓地等経営事前協議書			
年 月 日			
草加市長 宛て			
住 所			
申請予定者 名 前			
電話番号			
草加市既存墓地等の経営の許可等に関する規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて協議します。			
草加市内の所在地	草加市 ※草加市外の法人のみ記入		
既存墓地等の名称	☐ 墓地 ☐ 納骨堂		
既存墓地等の所在地	草加市	地目	
事務処理欄（この欄は、記入しないでください。）			

(裏)

既存墓地等の施設等の概要	敷地面積		m ²
	建築面積		☐ 納骨堂 m ²
			☐ 管理棟 m ²
	延床面積		☐ 納骨堂 m ²
			☐ 管理棟 m ²
	階数		地上 階、 地下 階
	墓地	全面道路の幅員	m
		区画数	区画
		駐車台数	台
		緑地面積及び率	m ² % (緑地面積/敷地面積) × 100
	納骨堂		収蔵可能数 体

第 2 号様式（第 5 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長 印

既存墓地等経営事前協議審査結果通知書

年 月 日付けで申出のあった既存墓地等経営事前協議の結果について、
草加市既存墓地等の経営の許可等に関する規則第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり通
知します。

既存墓地等の名称	☐ 墓地 ☐ 納骨堂
既存墓地等の所在地、地目及び面積	
結果	

第 3 号様式（第 6 条関係）

（表）

既存墓地等経営許可申請書			
年 月 日			
草加市長 宛て			
住 所			
申請者 名 前			
電話番号			
草加市既存墓地等の経営の許可等に関する規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。			
草加市内の所在地	草加市 ※草加市外の法人のみ記入		
既存墓地等の名称	☐ 墓地 ☐ 納骨堂		
既存墓地等の所在地		地目	
事務処理欄（この欄は、記入しないでください）			
市長との協議を行った日			

(裏)

既存墓地等の施設等の概要	敷地面積		m ²
	建築面積		□納骨堂 m ²
			□管理棟 m ²
	延床面積		□納骨堂 m ²
			□管理棟 m ²
	階数		地上 階、 地下 階
	墓地	全面道路の幅員	m
		区画数	区画
		駐車台数	台
		緑地面積及び率	m ² % (緑地面積/敷地面積) × 100
	納骨堂		収蔵可能数 体

第4号様式（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長 印

既存墓地等経営許可通知書

年 月 日付けで申請のあった既存墓地等の経営については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により許可します。

既存墓等地の名称	☐ 墓地 ☐ 納骨堂
許可番号	
既存墓地等の所在地、地目及び面積	

（教示）

この処分に不服がある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に草加市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、草加市を被告として（訴訟において草加市を代表する者は草加市長となります）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第5号様式（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長 印

既存墓地等経営不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった既存墓地等の経営については、次の理由により許可しないこととしましたので通知します。

既存墓地等の名称	☐ 墓地 ☐ 納骨堂
既存墓地等の所在地、地目及び面積	
不許可の理由	

（教示）

この処分に不服がある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に草加市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、草加市を被告として（訴訟において草加市を代表する者は草加市長となります）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第 1 号様式（第 5 条関係）

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 4 号様式（第 6 条関係）

第 5 号様式（第 6 条関係）